

中小企業者の皆さまへ

# 茨木市省エネ診断受診事業 補助制度のご案内

省エネ診断を受診する費用を補助します。

募集期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から

令和9年（2027年）3月1日（月）まで

窓口へ直接お持ちください。

茨木市では、省エネルギーに取り組む企業を支援して、二酸化炭素排出量の削減を促進し、市域の低炭素化を図ることを目的として、市内の中小企業者の皆さんを対象に、省エネルギー診断を受診された場合、要した経費の一部を補助します。

省エネルギー診断では、エネルギー管理士などの省エネの専門家が、事業所の現地訪問などによりエネルギー使用状況を診断して、資金のかからない運用改善から、設備投資による改善まで、様々な省エネに関する提案を行い、光熱水費の削減金額や二酸化炭素排出削減量、投資回収年などが詳細にわかります。

また、受診後に太陽光発電などの新エネルギー利用設備や、高効率な省エネルギー設備を導入する場合は、茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助制度の活用をご検討ください。

コストをかけずに省エネに取り組みたい方や、省エネや脱炭素の優先順位や費用対効果がわからない方は、この機会に受診を検討されてみてはいかがでしょうか。



## ◆補助対象事業

### 1 補助対象となる省エネルギー診断

診断機関	診断名	診断の概要
一般財団法人 省エネルギーセン ター	省エネ最適化診断 ※ステップアップ診断は含 みません。	「省エネ診断」による使用エネルギー削減 に加え、「再エネ提案」を組み合わせ、 エネルギー利用の最適化に向けたアドバイ スを行います。
省エネお助け隊  (一般社団法人環 境共創イニシアチ ブ)	ウォークスルー診断 ・工場・事業場全体プラン ・設備単位プラン	設備1つから工場・事業所全体まで、ニー ズに応じた省エネ診断により、コスト削減 の提案を行います。
	IT診断 ※伴走支援は含みません。	計測機器を用いて設備・プロセスごとにエ ネルギー使用状況を計測・分析して、より きめ細やかな省エネ改善を提案します。
一般社団法人 環境共創イニシア チブの登録診断期 間	ウォークスルー診断 ・工場・事業場全体プラン ・設備単位プラン	設備1つから工場・事業所全体まで、ニー ズに応じた省エネ診断により、コスト削減 の提案を行います。
	IT診断	計測機器を用いて設備・プロセスごとにエ ネルギー使用状況を計測・分析して、より きめ細やかな省エネ改善を提案します。

- 2 省エネルギー診断を行う場所（事業所）が茨木市内であること。
- 3 申請時において診断が未着手であり、かつ令和9年3月15日までに支払も含めて事業が完了すること。

## ◆補助対象者

### 1 市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条第1項に該当する会社。

業種	資本金額または出資総額 または 従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下の会社 または 300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社 または 100人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社 または 100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社 または 50人以下の会社及び個人

### 2 過去5年以内に、本補助金の交付を受けていない会社。

ただし、以下の場合は対象外です。

- ① 申請者が個人事業主、会社に該当しない法人（社会福祉法人や医療法人など）の場合
- ② 国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している場合
- ③ 大企業が当該中小企業者の発行済株式もしくは出資金の2分の1以上を単独に所有し、または出資している場合

補助対象事業者の詳細は、本補助金のホームページの「補助対象事業者」または「補助要綱」の項目をご覧ください。

## ◆補助金額

---

各診断に要する経費（消費税等を除く。）を補助対象経費として、

**補助対象経費の10/10、上限は25,000円です。**

## ◆募集期間

---

**令和8年4月1日(水)から令和9年3月1日(月)まで【先着順】**

ただし、予算の範囲で募集を行います。

## ◆申請方法

---

募集期間内に下記の書類を揃えて、市環境政策課窓口まで直接お持ちください。

【申請】

- 1 茨木市省エネ診断受診事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 企業概要書（様式第2号）
- 3 法人の登記事項証明書 ※申請日前3月以内を取得したもの
- 4 受診予定の省エネ診断に係る見積書の写し

【実績報告】

- 1 茨木市省エネ診断受診事業補助金実績報告書（様式第6号）
- 2 診断結果に係る報告書の写し
- 3 診断に係る領収証書の写し

※その他の書類の提出を求められることがあります。

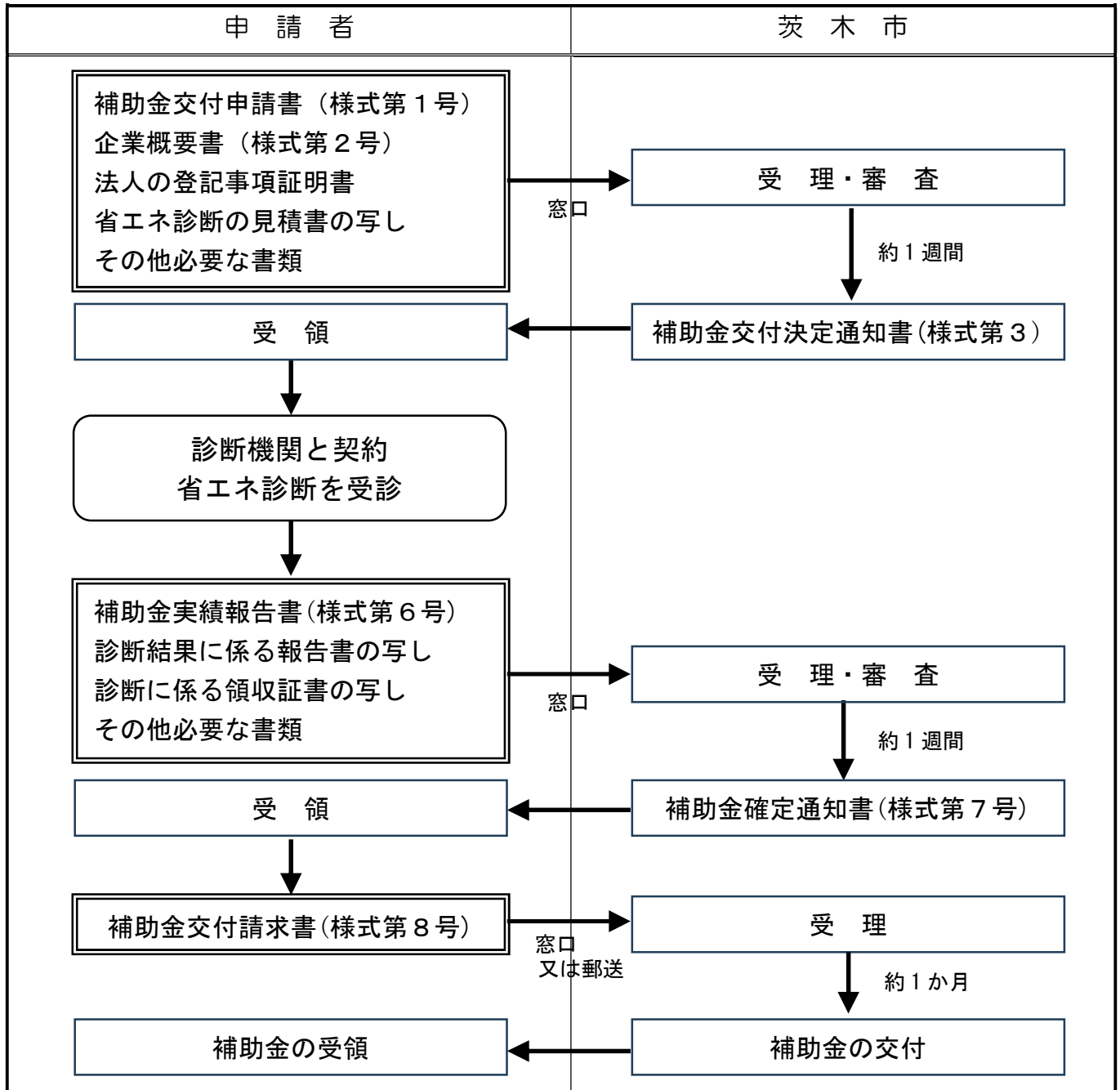
※提出書類は返却しません。ご自身で控えをご準備ください。

※申請書等の様式は、市環境政策課窓口に用意しています。環境政策課のホームページからもダウンロードできます。

◆申請から交付までの流れ

二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。

必ず、市から補助金交付決定通知書を受け取った後に、  
診断機関と契約し、診断に着手してください。



<問合先・申込先>

茨木市 暮らし産業環境部 環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館8階

TEL: 072-620-1644 FAX: 072-627-0289

E-mail: kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP : <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html>